

申入書

三重県知事鈴木英敬様

貴県の日頃の防災活動のご奮闘に敬意を表します。

来たる8月26日、三重県は「中距離弾道ミサイルを想定した住民避難訓練」を津市神原にて政府機関及び津市とともに実施することですが、この訓練計画には同意しかねるため、計画の撤回をもとめるものです。

X国（北朝鮮国と見做す）による弾道ミサイルの相次ぐ発射は東アジアの平和を脅かし、わが国の主権を侵すもので即刻中止すべきものです。また同国の核開発についても断じて容認できるものではありません。しかし、本住民避難訓練の実施は行き過ぎではないでしょうか。

現政権が憲法の書き換えをその最大の政治的主眼としていることは、首相のすべての言動を通してすでに明らかな事実です。そのような政治的意図のなかでの大規模な住民避難訓練の実施は、国民の危機感や対立感情をいたずらに煽るものです。弾道ミサイルを発射させない唯一の現実的な手立ては対話にもとづく政府の外交努力によるものにしかありません。関係機関におかれましては冷静な対処がもとめられているものです。

なによりも避難訓練の実効性が疑われます。弾道ミサイルは発射後、大気圏外を約10分ほどで日本列島に到達すると言われています。そのような超高速ミサイルを住民が避けられる時間的余裕はありませんし、しかもその強烈な衝撃をやわらげられる構造物はいまのところ存在しません。PAC3(地対空ミサイル)の迎撃効果も疑問視されているのは周知のとおりです。住民の防災避難訓練の効果は期待できないと言わざるを得ません。

近年、集中豪雨による水害や地震、火山噴火など日本列島は大きな自然災害に見舞われています。このような自然災害による被災を最小限にとどめる効果的な防災訓練こそがいま国と自治体に求められているものです。

いうまでもなく当避難訓練はわたしたち県民の貴重な税金を支出する行政行為であります。今回の住民避難訓練は対費用効果の点でも問題があると指摘せざるを得ません。地方自治体におけるこのような税支出の是非の判断は一内閣の要請のみにもとづくだけでなく、ひろく公益に資するものであるかどうかの慎重な判断が加えられなければなりません。

以上の理由から避難訓練の中止をもとめるものです。貴県の見識ある慎重な対応を望みます。

2017年8月18日

三重県平和委員会代表 落合郁夫

〒514-0034 津市乙部 14-18

TEL・FAX 059-228-5854